

公益財団法人埼玉県消防協会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、消防団活動の推進を図るため、公益財団法人埼玉県消防協会に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この定めによるものとする。

(補助対象経費)

第2条 補助の対象となる経費は、運営費及び事業活動費とする。

(補助金額)

第3条 補助金額は、補助対象経費の額を超えないものとする。

(交付申請書の様式)

第4条 規則第4条第1項の交付申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 規則第4条第1項の交付申請書の提出部数は、1部とする。

(添付書類)

第5条 規則第4条第2項第1号から第5号に掲げる事項に係る書類の添付は、要しない。

(暴力団排除に関する誓約)

第6条 公益財団法人埼玉県消防協会会長は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(交付決定通知書の様式)

第7条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(変更承認申請書の様式)

第8条 公益財団法人埼玉県消防協会会長は、規則第6条第1項の規定により、知事が付した条件に基づき、補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更について知事の承認を得ようとするときは、様式第3号の変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第9条 公益財団法人埼玉県消防協会会長は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告書の様式)

第10条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第4号のとおりとする。

(実績報告書の提出時期)

第11条 規則第13条の実績報告書の提出時期は、補助事業の完了後30日以内又は会

計年度終了日のいずれか早い期日とする。

(補助金確定通知書の様式)

第12条 規則第14条の補助金確定通知書の様式は、様式第5号のとおりとする。

(補助金の請求)

第13条 公益財団法人埼玉県消防協会会長は、補助金の支払を受けようとするときは、様式第6号の請求書を知事に提出しなければならない。

なお、支払は、概算払いとする。

(書類の整備等)

第14条 公益財団法人埼玉県消防協会会長は、公益財団法人埼玉県消防協会事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度から5年間保管しなければならない。

附 則

1 この要綱は、平成5年12月28日から施行する。

2 平成5年度財団法人埼玉県消防協会補助金交付要綱（平成5年4月15日決裁）は廃止する。

3 施行日前に前項に規定する要綱の規定に基づいてした行為は、この要綱の相当規定に基づいてしたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月23日から施行する。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（1）から（4）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、（1）から（4）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（5）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。

様式第 1 号

令和 年度公益財団法人埼玉県消防協会補助金交付申請書

令和 年 月 日
第 号

(あて先)

埼玉県知事

事務所の所在地
名 称
代表者の氏名

下記により、令和 年度公益財団法人埼玉県消防協会補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和 40 年埼玉県規則第 15 号）第 4 条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付申請金額 金 円
- 2 事業目的
- 3 事業の内容
- 4 経費の配分及び経費の使用方法
- 5 収支予算書
- 6 補助事業の着手及び完了予定年月日
着手 令和 年 月 日
完了 令和 年 月 日
- 7 添付書類
 - (1) 定款
 - (2) 役員名簿
 - (3) 総会資料

問い合わせ先

本件責任者職・氏名
電話：
mail：

本件担当者職・氏名
電話：
mail：

様式第2号

令和 年度公益財団法人埼玉県消防協会補助金交付決定通知書

消 防 第 号
令和 年 月 日

公益財団法人埼玉県消防協会
会 長 様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 年度公益財団法人埼玉県消防協会補助金については、下記のとおり交付する。

記

- | | | |
|--------|----------|---|
| 1 交付金額 | 金 | 円 |
| 2 支払方法 | 概算払いとする。 | |
| | 第1四半期 | 円 |
| | 第2四半期 | 円 |
| | 第3四半期 | 円 |
| | 第4四半期 | 円 |

3 条 件

- (1) この補助金の使用方法は、申請書記載の事業内容及び経費の配分のとおりとする。
- (2) 補助事業の内容又は経費の配分を変更する場合には、知事の承認を受けること。
ただし、経費の配分の各区分の補助事業に要する経費の20%を超えない増減は、この限りでない。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ知事の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

問い合わせ先

本件責任者職・氏名
電話：
mail：

本件担当者職・氏名
電話：
mail：

様式第3号

令和 年度公益財団法人埼玉県消防協会補助金変更承認申請書

第 号
令和 年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

事務所の所在地

名 称

代表者の氏名

令和 年 月 日付け消防第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和
年度公益財団法人埼玉県消防協会補助事業について、下記の理由により補助事業の内容
(補助事業に要する経費の配分)を変更したいので、申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更事項

問い合わせ先

本件責任者職・氏名

電話：

mail：

本件担当者職・氏名

電話：

mail：

様式第4号

令和 年度公益財団法人埼玉県消防協会補助事業実績報告書

令和 年 月 日
第 号

(あて先)

埼玉県知事

事務所の所在地

名 称

代表者の氏名

令和 年 月 日付け消防第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和年度公益財団法人埼玉県消防協会補助事業の実績について、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）第13条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の交付決定額 金 円

2 補助事業の成果

- (1) 事業目的
- (2) 実施事業の内容
- (3) 経費の配分
- (4) 収支精算書

3 補助事業の実施期間

令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

4 添付書類

- (1) 定款
- (2) 役員名簿
- (3) 総会資料

問い合わせ先

本件責任者職・氏名

電話：

mail：

本件担当者職・氏名

電話：

mail：

様式第5号

令和 年度公益財団法人埼玉県消防協会補助金確定通知書

消防 第 号
令和 年 月 日

公益財団法人埼玉県消防協会
会 長 様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け 第 号により報告された令和 年度公益財団法人
埼玉県消防協会補助事業に係る補助金の額は、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和
40年埼玉県規則第15号）第14条に基づき、
金 円に確定したので通知する。

問い合わせ先

本件責任者職・氏名

電話：

mail：

本件担当者職・氏名

電話：

mail：

様式第6号

令和 年度公益財団法人埼玉県消防協会補助金支払請求書

令和 年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

事務所の所在地
名 称
代表者の氏名

令和 年 月 日付け消防第 号で交付決定通知を受けました令和 年度公益財団法人埼玉県消防協会補助金の支払を下記のとおり請求します。

記

1 支払請求金額

金 円 (第 四半期分)

2 振込口座名等

銀行 支店

(口座の種類)口座番号

又は債権者コード番号

問い合わせ先

本件責任者職・氏名	本件担当者職・氏名
電話 :	電話 :
mail :	mail :